韓国のバリアフリー法による全国調査と課題

柳尚吾¹・髙橋儀平² Sang-oh Ryu¹・Gihei Takahashi²

¹関西学院大学建築学部・博(工)・正・E-mail:so.ryu@kwansei.ac.jp ²東洋大学工業技術研究所・博(工)・正・E-mail:tgihei@toyo.jp

本報では韓国の「障害者・高齢者・妊産婦等の便宜増進保障に関する法律(以下、バリアフリー法)」により1998年から5年毎に行なわれている全国調査に対して考察し、これからの課題に対して述べる。全国調査は法律が施行された1998年から2003、2008、2013、2018年まで5回行われ、2023年には6回目の全国調査が予定されている。全国調査は2003年までは自治体独自に行われ、福祉部の所管で調査を行なったのは2008年からである。本研究では、2008年度から2018年度の調査結果を元に、今後の韓国におけるバリアフリー法による全国調査から見た課題について提案する。

キーワード:バリアフリー法、全国調査、韓国、設置率

Keywords: Barrier Free Act, Complete enumeration, South Korea, Installation rate

1. はじめに

韓国はバリアフリー法により 5 年に1回、「バリアフリー法」の全対象に対する全国調査を行っている。2023年は6回目の全国調査(3月~11月、現場調査は5~9月)がある年度であり、本報では今までの全国調査を考察し、これからの課題に対して述べる。

2. 韓国の「バリアフリー法」と全国調査2-1. バリアフリー法

1997年、「バリアフリー法」が保健福祉部(以下、福祉部)管轄で制定された。それから、障害者の移動事故の問題(2001年電車駅リフト墜落事故)が注目され、2006年に「交通弱者の移動便宜増進法(以下、交通バリアフリー法)」が制定(国土交通部)され交通手段、旅客施設、歩行環境が分離され、「バリアフリー法」の対象は公園、公共建築物及び公衆利用施設、共同住宅となった。

法律基準は 2015 年、2018 年にトイレの面積、 扉の幅など施行令、施行規則で強化された。その 後法律の改正で案内基準が明記(19 改正)され、対象施設として 50 ㎡以上の建築物までにその範囲が拡大(22.4 改正)された $^{1)}$ 。

2-2. 全国調査

全国調査の内容や範囲は2006年の「交通バリアフリー法」の制定により変化した。 結果、2008年からは「バリアフリー法」と「交通バリアフリー法^{注1)}」別々で全国調査が実施されている。

2018 年度には約 18 万ヶ所を対象とし、実際 14 万ヶ所のデータか集まった。対象施設に対しては、自治体に集計や調査を一任しているが、対象施設の選定方法に問題があるため、2023 年度は対象施設を国土交通部のデータを利用し調査を行うことになった。そのため、調査対象施設の数は約 30 ヶ所になっている。全国調査の調査項目は 2018 年度調査では全ての設置率関連項目は 219 項目 (詳細 103 項目を加えて総計 357 項目の構成、適合性確認は法律上 19 項目^{注2)})で、法律改正年度により、項目が増えている。調査結果は国家統計

として統計庁で調査結果を確認することはできるが、大項目ことに公開されていて個別施設に対する結果は確認できない。しかし、BF 認証施設だけが一部公開されている。調査員の構成は公募により選出するが、既存の適合性確認の専門調査員と一般の人である。2013年には調査員の障害者当事者参加が国会から要請され、2018年には当事者参加が拡大した。しかし、視覚障害者の参加不足や点字の正確さ確認に対しては課題になっていた。

表 1 バリアフリー法による年度別全国調査の結果

調査 年度	調査 対象	設置 率*	適正設 置率**	主体***
1998	-	47. 4%	-	自治体
2003	-	75. 8%	-	自治体
2008	107, 730	77. 5%	55.8%	福祉部
2013	141, 573	67. 9%	60. 2%	福祉部
2018	185, 947	80. 2%	74. 8%	福祉部

*設置率:調査対象に対する設置されている割合(基準に合わない場合も含む。母数は調査項目数である。未設置率は法律上対象でありながら、なんの対応もしていない割合を言う。)

**適正設置率:調査対象に対する法律に基づいて設置された割合

***調查機関:韓国障害者開発院(総括,分析)、自治体(現場調查)

3. 全国調査の変化と課題

3-1. 全国調査の変化

全国調査は年度ことに調査主体と調査項目の変更により年度毎の正確な比較は難しい。1998、2003年は19項目の調査であったため、詳細な内容は不明である。2008年以降は「交通バリアフリー法」の制定で交通手段、道路などが分離され、調査主体も自治体から福祉部になるなど調査項目や調査方法に大きな変化があった。また、2013年の報告書かによると、2008年からは調査対象が現在と同じであるが、調査選択肢は4項目(適正、普通、不十分、未設置)から2013年に3項目(適正、不十分、未設置)に変更された。2013年からは、法律の改正や詳細項目の追加により調査項目がさらに増加している。しかし前年度との比較も必要なため以前の項目との関係を維持しながら調査項目や調査現場を反映し調整を行っている。

3-2. 全数調査の課題

全国調査の調査項目はバリアフリー法により細分化され、建築確認申請である適合性確認項目と

同様ではない。2018年度調査では全ての設置率関連項目と適合性確認は法律上の項目との連携ができないため、継続的な分析が難しい。そのため、2018年調査では個別施設のデータを国土交通部のデータにより構成しているので、2023年調査結果との設置率の変化が確認できると思われる。

調査員は調査前に事前教育が行われ、調査時にもネットや電話により対応したが、2023 年度には教育から調査入力、質疑応答をすべてオンラインで進むことになった。設置率については、2018年までは、母数を建築物ではなく調査項目としておいたので、建築物ことの設置率ではなく項目事の設置率となっている。2018年から母数を建築物の数により算出しているが、結果 2013年以前のデータとの比較ができない。2023年調査ではデジタル分析が進むことになっているので、建物用途ごとの設置率の把握も進むと期待する。

4. まとめ

2023 年バリアフリー全国調査は今回で 6 回目である。法律の改正や調査方法、分析方法の高度化による変化や課題に対して丁寧な考察が期待できる。全国調査の調査結果が十分に報告されるだけではなく、持続的な管理運用と、バリアフリー環境の拡大が期待できる。

参考文献

注

- 1) 法制署: 法制署 HP、https://www.moleg.go.kr/、 2023 6
- 保健福祉部・韓国障害者開発院:2013・2018 障害者 便宜施設実態全数調査報告書、2013.11、2018.11

1) 2007,2011,2016,2021 年に調査を行った。(単位:%)

対	20	07 年	度	2011 年度 2016 年度		度	2021 年度					
象	敵	未	不	敵	未	不	敵	未	不	敵	未	不
平	57.8	24.0	18.2	69.2	9.7	21.1	72.5	9.4	18.1	77.3	7.3	15.4
交	67.6	8.7	23.6	76.0	7.3	16.7	77.4	7.0	15.6	79.3	6.4	14.3
旅	65.0	13.9	21.2	62.4	8.8	28.8	67.8	8.9	23.3	75.1	6.8	18.0
步	40.9	49.3	9.8	69.3	13.0	17.7	72.2	12.3	15.5	77.6	8.6	13.8
効、甘淮済合 土、甘淮土法 T、汎果た!												

敵:基準適合、未;基準未達、不;設置なし 平:平均、交:交通手段、旅:旅客施設、歩:歩行環境 資料:国土海洋部(2008、2012)、国土交通部(2017,2021)

2) バリアフリー法による確認はアクセス、障害者専用駐車区域、メイン出口の高さ解消、扉、廊下、階段また昇降機、トイレ(大便器、小便器、洗面台)、浴室、シャワー室・脱衣室、点字ブロック、誘導・案内設備、警報・避難設備、客室・寝室、観覧席・閲覧室、受付・作業台、切符売場・販売機・飲料台、妊婦などの休憩施設での義務設置有無確認だけをする。